

政令番号236 アイオキシニル

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道			1.7E+4					16,650.0
2	青森県								
3	岩手県			5.1E+2					510.0
4	宮城県			9.0E+1					90.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県			3.0E+1					30.0
8	茨城県			7.2E+2					720.0
9	栃木県			2.1E+2					210.0
10	群馬県			6.6E+2					660.0
11	埼玉県			6.9E+2					690.0
12	千葉県			3.0E+1					30.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県			3.0E+1					30.0
17	石川県			9.0E+1					90.0
18	福井県								
19	山梨県			6.0E+1					60.0
20	長野県			1.2E+2					120.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県			6.0E+1					60.0
24	三重県			6.0E+1					60.0
25	滋賀県			3.0E+1					30.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県			1.8E+2					180.0
29	奈良県								
30	和歌山県			9.0E+1					90.0
31	鳥取県			3.0E+1					30.0
32	島根県								
33	岡山県			6.0E+1					60.0
34	広島県			9.0E+1					90.0
35	山口県			6.0E+1					60.0
36	徳島県								
37	香川県			1.2E+2					120.0
38	愛媛県			3.3E+2					330.0
39	高知県								
40	福岡県			2.3E+3					2,310.0
41	佐賀県			8.7E+2					870.0
42	長崎県			3.0E+1					30.0
43	熊本県			5.1E+2					510.0
44	大分県			9.0E+1					90.0
45	宮崎県			3.0E+1					30.0
46	鹿児島県			9.0E+1					90.0
47	沖縄県								
	全国			2.5E+4					24,930.0